

第13回 市民福祉常任委員会 概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成24年10月31日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				
調査及び報告事項					
第3回定例会 市民福祉常任委員会 付託議案第3号報告書					
名寄市国民健康保険税条例の一部改正する条例 第2回目審査					
<p>付託された議案第3号は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るために、後期高齢者支援金分と介護納付金分における拠出超過を解消することが主な目的であります。低所得者層への負担増を抑えるため応益部分となる均等割、平等割の改正幅を圧縮したほか、課税限度額の改正が続いたことから、持ち家の年金所得者に配慮して基礎賦課分の資産割を調整し改正するものです。</p>					
<p>第2回目の委員会で各委員から出されました主な質疑では、医療費を抑えることが、保険税の抑制にも繋がることになるが、名寄市の医療費分析、医療費抑制、疾病予防に対する取組は、の質疑には、医療費の適正化の取り組みは、安定化計画を知事の指定した内容に基づき実施をしている。主な事業は、国保担当臨時保健師の雇用と医療費分析に係る嘱託職員を雇用し、23年度より保健師による窓口での健康相談や訪問受診等、予防と早期発見を目的とした、特定健診の受診率向上にも力を入れている。保健事業の促進として、運動教室の実施、各種検診への助成、道からの指導されている後発薬品促進での、ジェネリックのお願いカードの配布や差額通知の送付、レセプト点検を委託から直営に戻し2名雇用し24年度から体制強化を図っている。今後も分析を進めターゲットを絞り予防に努めていくとの答弁がありました。今後の国の財政支援や広域化についての認識は、の質疑には、運営協議会の中でも今後の国の支援制度の見直しについて説明をしてきた。負担増を最低限にすべきとの議論もあり今後の制度改正を想定して、今回の提案に結びついた。平成27年度から予定される制度では、一体改革に伴う財源支援は、軽減対象者の拡大として約1400万円、保険者支援の拡大として約2400万円合わせて3900万ほどの増額になる見込みで現行、軽減を受ける事のできる世帯割合についても、55.35%から59.91%に拡大されると想定している。広域化については、新たな高齢者医療制度の今後の見通しが立っていない。小さな規模では、立ちゆかなくなっている自治体も出てきている中、保険制度で言えば加入者が多いほど安定運営が期待できるため、都道府県単位での運営で、財政負担を地方に転嫁しない形で実現して欲しい。との答弁がありました。</p>					
報告者 市民福祉常任委員長 日根野 正敏					